(傍線
$\mathcal{O}$
部分
は
改
正
部
分

後の年も当該事業を引き続いて行うことが確実であると認められるも得してこれを当該事業の用に供する相続人で、当該相続の開始の年以規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に対の年の五年前の年の一月一日前から引き続いて行われてきた前項に対の年の五年前の年の一月一日前から引き続いて行われてきた前項に対している。)により当該被相続人からの相続の開	3 施行令附則第四項に規定する以益を目的とする事業で財務省令で定と、(学校の設置者の特例)に規定する私立の幼稚園文は就学前の子どもに関する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第四条第一項(幼保正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第四条第一項(幼保正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第四条第一項(幼保正規定する幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)の規定により設置される同項に規定する幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)の規定により設置される同項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)を設置し、運営する事業とする。 (幼稚園等経営事業を引き続き行うことが確実と認められる者) (幼稚園等経営事業を引き続き行うことが確実と認められる者)	改正後
確でらきの係規始該	3 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者は、被相続人(当2 施行令附則第四項に規定する公益を目的とする事業で財務省令で定めるものは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第六条(学校の設置者の特例)に規定する私立の幼稚園(以下「幼稚園」という。)を設置し、運営する事業とする。  (幼稚園経営事業を引き続き行うことが確実と認められる者) (幼稚園経営事業を引き続き行うことが確実と認められる者)	現行

のとする。

- 一 届出書を提出する者の氏名及び住所
- 二 当該幼稚園等の名称及び所在地
- 地又は所在場所る教育用財産)の明細、その用途及び所在る教育の用に供されている教育用財産)の明細、その用途及び所在るものである場合には、当該提出の日において当該幼稚園等におけ三 当該教育の用に供した教育用財産(当該届出書が最初に提出され

四 その他参考となるべき事項

- しなければならない。 四月以内に次に掲げる事項を記載した届出書を同項の税務署長に提出 用に供しなくなつた場合には、その教育の用に供しなくなつた日から を当該個人が行う同項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の 5 前項の届出書を提出した個人は、当該届出書に記載した教育用財産
- 届出書を提出する者の氏名及び住所
- 一当該幼稚園等の名称及び所在地
- たものの明細及びその所在地又は所在場所 当該教育用財産で当該幼稚園等における教育の用に供しなくなつ
- 四 その他参考となるべき事項
- 分の所得税の所得税法第二条第一項第三十七号(定義)に規定する確することに代えて、附則第四項に規定する個人が、その年以後の各年6 教育用財産の届出については、前二項の規定による届出書の提出を

- 轄税務署長に提出しなければならない。び次に掲げる事項を記載した届出書を当該個人の所得税の納税地の所供した場合には、当該教育の用に供した日から四月以内に、その旨及供した場合には、当該教育の用に供した日から四月以内に、その旨及おける教育用財産を取得して、これを当該幼稚園における教育の用に4 附則第二項に規定する事業を行う個人は、当該事業に係る幼稚園に
- 届出書を提出する者の氏名及び住所
- 二 当該幼稚園の名称及び所在地
- ては所正易斤教育の用に供されている教育用財産)の明細、その用途及び所在地教育の用に供されている教育用財産)の明細、その用途及び所在地るものである場合には、当該提出の日において当該幼稚園における一 当該教育の用に供した教育用財産(当該届出書が最初に提出され

又は所在場所

兀

その他参考となるべき事

項

- 届出書を提出する者の氏名及び住所
- 一 当該幼稚園の名称及び所在地
- 明細及びその所在地又は所在場所 三 当該教育用財産で当該幼稚園の教育の用に供しなくなつたものの
- その他参考となるべき事項

兀

分の所得税の所得税法第二条第一項第三十七号(定義)に規定する確することに代えて、附則第四項に規定する個人が、その年以後の各年の教育用財産の届出については、前二項の規定による届出書の提出を

る事項を記載した書類を添付して提出することができる。 定申告書 (その提出期限内に提出されるものに限る。 に、 次に掲げ

- 当該幼稚園等の名称及び所在地
- その用途及び所在地又は所在場 係る幼稚園等における教育の用に供されている教育用財産の明細 その死亡の日) その年十二月三十一日(その者が年の中途で死亡した場合には、 においてその者の行う附則第四項に規定する事業に 所
- その他参考となるべき事項

(事業が適正に行われていると認められる場合)

施行令附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、

次の各号に

掲げる要件の全てが満たされている場合とする。 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者に該当する同項

事業を行つていたものを含むものとし、 請書の提出があつた場合において、 認定を受けた金額 ろにより当該事業に係るその者の所得税の納税地の所轄税務署長の であると認められる金額として次項から第十一 状況等に照らし、 第三条 幼稚園等を設置する私立学校法 給与の支給の状況並びに当該事業に係る幼稚園等と同種、 てるものの金額は、 の各年において当該事業に係る資産のうちその者の家事のために充 する。)が、 る当該事業を行つていた被相続人 に規定する事業を行う個人及び当該個人に係る附則第三項に規定す (定義) 当該被相続人に係る相続の開始の年の五年前の年以後 に規定する学校法人の代表者に対する報酬の支給の その者が当該事業から受ける報酬の額として相当 (附則第十二項において準用する附則第八項の申 当該事業の規模及び当該事業の使用人に対する (昭和二十四年法律第二百七十号) (当該被相続人の被相続人で当該 その申請に係る当該金額に関し 以下「事業経営者」と総称 項までに定めるとこ 同規模の

> る事項を記載した書類を添付して提出することができる 定申告書 (その提出期限内に提出されるものに限る。 次に掲げ

- 当該幼稚園の名称及び所在地
- その死亡の日) 係る幼稚園における教育の用に供されている教育用財産の明細、 その年十二月三十一日 用途及び所在地又は所在場所 においてその者の (その者が年の中途で死亡した場合には) 行う附則第四項に規定する事業に そ
- その他参考となるべき事 項

(事業が適正に行われていると認められる場合)

掲げる要件のすべてが満たされている場合とする。 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、 次の各号に

等に照らし、 条 事業を行つていたものを含むものとし、 る当該事業を行つていた被相続人 に規定する事業を行う個人及び当該個人に係る附則第三項に規定す の提出があつた場合において、 を受けた金額 ると認められる金額として次項から第十一 稚園を設置する私立学校法 てるものの金額は、 する。)が、 より当該事業に係るその者の所得税の納税地の所轄税務署長の認定 給与の支給の状況並びに当該事業に係る幼稚園と同種 の各年において当該事業に係る資産のうちその者の家事のために充 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者に該当する同 (定義) に規定する学校法人の代表者に対する報酬の支給の状況 当該被相続人に係る相続の開始の年の五年前の年以後 その者が当該事業から受ける報酬の額として相当であ (附則第十二項において準用する附則第八項の申請書 当該事業の規模及び当該事業の使用人に対する (昭和二十四年法律第二百七十号) その申請に係る当該金額に関し (当該被相続人の被相続人で当該 以下「事業経営者」と総称 項までに定めるところに 同規模の 第三 幼

、この号の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後 、この号の規定による認定を受けた金額)を超えていないこと。 の各年については、当該認定を受けた金額)を超えていないこと。 がある者で当該事業に従事するものに 対して支給する給与の金額は、その労務に従事した期間、労務の性 質及びその提供の程度、当該事業に係る幼稚園等と同種の幼稚園等が する給料の状況並びに当該事業に係る幼稚園等と同種の幼稚園等が する給料の状況並びに当該事業に係る幼稚園等と同種の幼稚園等が する給料の状況がでに当該事業に係る幼稚園等と同種の幼稚園等が する給料の状況がでに当該事業に係る幼稚園等と同種の幼稚園等が する給料の状況等に照らし、その労務の対価として相当である と認められるものであること。

## 三~七 略

所轄税務署長に提出しなければならない。 、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該個人の所得税の納税地のうとする場合には、その認定を受けようとする年の三月十五日までに8 附則第二項に規定する事業を行う個人が前項第一号の認定を受けよ

## 一·二 略

四~六

略

三 当該幼稚園等の名称及び所在地並びに当該幼稚園等の概要

対して支給する給与の金額は、その労務に従事した期間、労務の性以下「特別関係」という。)がある者で当該事業に従事するものにニ 前号に規定する五年前の年以後の各年において、事業経営者の親の号の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各の場の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各の場の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各の場の場の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各の場の場の場合に

ける給料の状況並びに当該事業に係る幼稚園と同種の幼稚園が支給

その労務の対価として相当であると認

当該事業に従事する他の使用人が支払を受

質及びその提供の程度、

# 三~七 略

められるものであること。する給与の状況等に照らし、

所轄税務署長に提出しなければならない。 、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該個人の所得税の納税地のうとする場合には、その認定を受けようとする年の三月十五日までに8 附則第二項に規定する事業を行う個人が前項第一号の認定を受けよ

### · 二 略

三 当該幼稚園の名称及び所在地並びに当該幼稚園の概要

四~六略

_
傍
線
$\mathcal{D}$
部
分
は
炎
正
部八
分

第十四条 5 、収用等に伴 1 事業法 電気通 内のも する認定電気通信事業者が設置する同法第九条第一号に規定する る電気通信設備に係る部分に限る。)、第十五号の二(電気通信 地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地 運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市 十二号、 車場に係る部分に限る。 が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停 部分を除く。 略 に限る。 、鉄道事業法 第十三号の二(日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は 鉄道事業の用、 土地収用法第三条第一号 略 施設以外の施設である場合には、 信 のに係る部分に限る。 昭昭 V 第十三号 旦 代替資産を取得した場合の課 に係る部分に限る。 線設備の用に供する施設 和 五十九年法律第八十六号) (昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者 第二号から第六号まで、 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (観測の用に供する施設に係る部分に限る。 改 (専用自動車道及び路外駐車場に係る 第十号、 正 第十五号 第十七号 (当該施設が市外通信幹線路 第十号の二、第十一号、 後 税 第百二十条第一 既成市街地内にあるもの の特 第七号から第八号まで (海上保安庁が設置す (水力による発電施 例 項に規定 第 5 第十四条 収用等に 略 イ 事業法 に限る。 電気通信回線設備の用に供する施設 運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市: 十二号、 車場に係る部分に限る。 が 部分を除く。)、 する認定電気通信事業者が設置する同法第九条第一 る電気通信設備に係る部分に限る。)、第十五号の二(電気通信 内のものに係る部分に限る。 地内のもの及び高速自動車国道と一 中 :設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停 鉄道事業の用、 、鉄道事業法 第十三号の二(日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は 土地収用法第三条第一号 伴 略 施設以外の施設である場合には、 V (昭和五十九年法律第八十六号) 第十三号 代替資産を取得し に係る部分に限る。)、 (昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第二号から第六号まで、 (観測の用に供する施設に係る部分に限る。 現 た場合の (専用自動車道及び路外駐車場に係る 第十号、 行 第十五号 第十七号(水力による発電施 般国道との連結位置の隣接地 課 (当該施設が市外通信幹線路 第十号の二、第十一号、 税の 第百二十条第一 既成市街 特例 第七号から第八号まで (海上保安庁が 地内にあるもの 号に規定する 項に規定 2設置す

第

福祉法 九号) 項第四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設 二十三号 置に係る幼稚園及び高等学校並びに国又は地方公共団体の設置に 条に規定する学校法人(イにおいて「学校法人」という。 別支援学校、 小学校、中学校、 第二十号まで、 びこれらと接続する整圧器に係る部分に限る。 に係る部分に限る。 のに限る。 島又は小笠原諸島振興開発特別措置法 別措置法 内燃力若しくはガスタービンによる発電施設 業者が設置するものに限る。 九 キ 電 設、 定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同 係る看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。 くは奄美群島振興開発特別措置法 しくは一部が離島振興法 年法律 ロワツト以上の太陽光による発電施設 第 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若し 最大出力十万キロワツト以上の汽力若しくは原子力による発 第四条第 (昭和二十六年法律第四十五号) 条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、 第百 最大出力八千キロワツト以上の風力若しくは最大出 国 (平成十四年法律第十四号) 私立学校法 七十号) 第二十一 送電施設又は使用電圧五万ボルト以上の変電施設 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会 高等学校及び特別支援学校、 項に規定する小笠原諸島において設置されるも )、第十七号の二(高圧導管又は中圧導管及 第二条第 号 (昭和二十四年法律第二百七十号) (昭和二十八年法律第七十二号) (地方公共団体の設置に係る幼 最大出力五千キロワツト以上の 項第二号に規定する (昭和二十九年法律第百八十九 第三条第三号に規定する離 (昭和四十四年法律第七十 第 (電気事業法 一条第三項第四号に規 (その地域の全部若 国の設置に係る特 )、第十八号から 沖縄振興特 一般電気事 (昭和) )の設 第二条 稚 第三 力千 亰 第

置法 設、 教育、 別支援学校、 電圧五万ボルト以上の変電施設に係る部分に限る。 笠原諸島において設置されるものに限る。 最大出力五千キロワツト以上の内燃力若しくはガスタービンによ 項第二号に規定する一般電気事業者が設置するもの 電 連携施設をいう。 律第七十七号) 会福祉法人の設置に係る幼保連携施設 公共団体の設置に係る幼稚園、 部分に限る。 項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法 十八年法律第七十二号) る発電施設 キロワツト以上の太陽光による発電施設 百六十四号) 会福祉法 て「学校法人」 十四年法律第二百七十号) の二(高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器に係る 区域に含まれる島、 (昭和二十九年法律第百八十九号) 施設、 第三条第三号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措 最大出力十万キロワツト以上の汽力若しくは原子力による発 (昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小 保育等の総合的な提供の 最大出力八千キロワツト以上の風力若しくは最大出力千 人の (その地域の全部若しくは一 )、第十八号から第二十号まで、第二十一号 国の設置に係る特別支援学校、私立学校法 設置する保育所 第三十九条第 という。 第 イにおいて同じ。 一条第一 沖縄振興特別措置法 第二条第一 第三条に規定する学校法人(イにおい 頭の の設置に係る幼稚園及び高等学校、 項に規定する保育所をいう。 (児童福 認定を受けた同 推進に関する法律 小学校、 第一条に規定する奄美群島 項の規定により指定された同 祉法 を構成する幼稚園 (就学前の子どもに関する 中学校、 部が離島振興法 (電気事業法第二条第 (平成十四年法律第 昭 送電施設又は使用 項 和 高等学校及び特 (平成十八 + 規定する幼保 に限る。 年 第十七号 (昭和二 (当該社 (昭和) (地方 年法 十四

祉法 区域内において汚染廃棄物等 係る部分に限る。 棄物処理施設、 るものに限る。 場に係る部分に限る。 う。 第 する保育 にお る幼保連携型認定こども園 童発達支援センター、 会福祉法第六十二条第 就労移行支援 第五条第六項に規定する療養介護、 た東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出 る部分に限る。 法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項 に同号に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに社 十五項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。 -成二十三年法律第百十号) 、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものを 第 総合的な提供 同 昭 並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園に係 て同じ。 射 条第十二 一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。 所を 和 性物質による環境の 二十二年法律第百六十四号) いう。 )、第二十五号 一項に規定する自立訓練、 産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の 同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第  $\mathcal{O}$ 保育所 第二十七号 推 )、第二十六号 第二十七号の二 及び 進に 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係 項に規定する社会福祉施設並びに児童福 関する法律 小規模保育事業の用に供する施設 汚染 (児童福祉法第三十九条第 (就学前の子どもに関する教育 第四十六条に規定する汚染廃棄物等 (平成二十三年三月十一 (地方公共団体の設置に係る火葬 (地方公共団体が設置する の対処に関する特別措置法 同条第七項に規定する生活介 (中間貯蔵施設 (地方公共団体の設置に係 (平成十八年法律第七 同条第十三項に規定する 第四十三条に規定する児 処理施設に 日に発生し (福島県の 項に規定 ) 並び 法律 般 保育 同 1 廃

置する 三号 置に係る火葬場に係る部分に限る。 規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助 <u>\f</u> 四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設 置されるも 設  $\mathcal{O}$ 体の設置に係るものに限る。 該保育所に係る部分に限る。 る保育所のうち乳児又は幼児を通じて二十人以上を入所させる当 定する社会福祉施設並びに児童福祉法第四十三条に規定する児童 センター及び福祉ホーム並びに社会福祉法第六十二条第一 同条第十 条第六項に規定する療養介護、 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五 る老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第 法 所させるもの並びに学校法人の設置に係る幼保連携施設を構成す 法人の設置に 発達支援センター、 看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。 前練、 用に供するものに限る。)並びに同号に規定する地域活動支援 て同じ。 処 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事 (昭和二十六年法律第四十五号) 福 、理施設に係る部分に限る。 (国 島県の区域内において汚染廃棄物等 -項に規定する共同生活介護、 般廃棄物処理施設、 同条第十四項に規定する就労移行支援、 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉 のに限る。 係る保育所で 用に供される建物及びその付属設備と一 地方公共団体の 並びに国又は地方公共団体の |乳児又は幼児を通じて二十 )、第二十七号 産業廃棄物処理施設その他の 同条第七項に規定する生活介護 第二十五号 第一 設置に係る保育所 第二条第三 同条第十三 一十七号の二(中間貯蔵 第二十六号 (平成二十三年三月十 (地方公共団体が (地方公共団体の 一項第四号に規定す 同条第十五 |項に規定する自 (地方公共団 設置に係る 人以上を入 社会福: 体的に設 廃棄 項に規 第二十 頭に 故 物 設 設

示施設、 る都市は 入施設、 要なものとして収用又は使用することができる資産 これらのものに関する事業のために欠くことができない土地収用 能力を有するものに係る部分に限る。 定する施設で一日につき十万立方メートル以上の原水を供給する 市公園法 並びに運転免許センターに係る部分に限る。 職員の待機宿舎、 都道府県が設置する警察署、 係る部分に限る。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 棄物の最終処分場 体的に設置される常時監視施設、  $\mathcal{O}$ を 法第三条第三十五号に規定する施設を含む。 水資源機構法 用に供される場所をいう。 区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分 施設であつて、 いう。 公園に係る部分に限る。 イにおい 緑化施設その他の施設を含む。 分別施設又は減量施設から構成されるもの(これらと一 (昭和三十一年法律第七十一号) (平成十四年法律第百八十二号) )、第三十一号 て同じ。 交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための 汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の (宮城県、 茨城県、 )として環境大臣が指定するものに の処理を行うために設置される 派出所又は駐在所に係る庁舎、 )又は第三十四号 試験研究及び研究開発施設、 (国が設置する通信施設並びに 栃木県、 )をいう。 の規定に該当するもの 第二条第一項に規定す 第二条第二項に規 に関する事業に必 群馬県又は千葉県 第三十二号 (独立行政法人 及び指定廃 施設 警察 展 受 群

直系尊属 から教育資金 0) 括贈与を受けた場合の 贈与税の 非課税

第二十三条の Ŧi. の 三 略

行令第四十条の四の三第六項第一号に規定する保育所に類するもの

2

三十二号(都市公園法 る庁舎、 県又は千葉県の区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄 当するもの 独立行政法人水資源機構法 定するものに係る部分に限る。 物の埋立処分の用に供される場所をいう。 開発施設、 置される一群の施設であつて、 特別措置法 により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関 する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産 ない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。 水を供給する能力を有するものに係る部分に限る。 条第二項に規定する施設で一日につき十万立方メートル以上の原 のための施設並びに運転免許センターに係る部分に限る。 信施設並びに都道府県が設置する警察署、 廃棄物等の受入施設、 汚染廃棄物等をいう。 (これらと一体的に設置される常時監視施設、 項に規定する都市公園に係る部分に限る。 及び指定廃棄物の最終処分場 警察職員の待機宿舎、 展示施設、 (これらのものに関する事業のために欠くことができ (平成二十三年法律第百十号) イにおいて同じ。 分別施設又は減量施設から構成されるも 緑化施設その他の施設を含む。 (昭和三十一年法律第七十一号) (平成十四年法律第百八十二号) 交通機動隊の庁舎及び自動車 汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染 (宮城県、 第三十 )として環境大臣が の処理を行うために設 茨城県、 派出所又は駐在所に係 第四十六条に規定する ) 又は第三十四号 号 試験研究及び研究 (国が設置する) 栃木県、 )をいう。 0) 第二条第 規定に該 )に関 第二 一検問 群馬 はする 第 指

(直系尊属から教育資金の 括贈与を受けた場合の 贈与税の 非 課税

一十三条の五の三 略

2 行令第四十条の四の三第六項第 号に規定する保育所に類するもの

三 児童福祉法施行規則 として財務省令で定めるものは、 施設 型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施 別区が必要と認めるものが行われる施設 条第二項に規定する児童発達支援を行う事業に限る。)が行われる 十項に規定する小規模保育事業、 児童福祉法第六条の三 児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、 一号イに規定する児童の保育に関する事業であつて市町村又は特 (昭和二十三年厚生省令第十一号) |第九項に規定する家庭的保育事業| 次に掲げるものとする。 同条第十 一項に規定する居宅訪問 第四十条 同条第

> として財務省令で定めるものは、 児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業 次に掲げるものとする。

(同

施設 条第二項に規定する児童発達支援を行う事業に限る。)が行われる

児童福祉法第三十四条の十五第一 項に規定する家庭的保育事業が

行われる施設 児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号) 第四十条

別区が必要と認めるものが行われる施設

第一号イに規定する児童の保育に関する事業であつて市町村又は特

児童福祉法第五十九条の二第 一項に規定する施設であつて、 文部

科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当

兀

するもの

文部

3 5 19

略

3

19

略

するもの

科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当

- 5 -

九第一項(指定都市の権能)に規定する指定都市(以下「指定(1) 保育所の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十る場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (保育所)という。)の用に供する不動産に係る登記 次に掲げ (出別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する保育所(以下	登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類 は別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる以下同じ。)が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類以下同じ。)が処理する場合にあつては、当該市町村(特別区を含む。二第一項(条例による事務処理の特例)の規定により同表の一の項	第二条 法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類 第二条 法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類 第二条 法別表第三の一の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記 との登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産 に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校又は同法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校の私立学校法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条(所轄庁)に規定する所轄庁(地大四条第一項(各種学校)に規定する各種学校の私立学校法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の。	改正後
	場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類 二 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げるつては、当該市町村の長)の書類 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第二条 法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類第二条 法別表第三の一の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記に、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 - 法別表第三の一の項の第三欄の第一号又は第二号に規定する不動産 との登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産 上四条第一項(各種学校)に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する専修学校者しくは同法第百三十四年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校又は同法第 古二十四条 (専修学校)に規定する専修学校者しくは同法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する専修学校表しくは同法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する専修学校表して関定するのでは、次の各号に関立を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	現行

第 にあつては 設の認可) 管轄する都道府県知事 に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を その登記に係る不動産が法別表第三の 第 児童福祉法 市の権能) 都市」という。 項 児童相談所設置市」 項の規定により児童福祉法第三十五条第四項 (指定都市等の特例) の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合 に規定する中核市 (昭和二十二年法律第百六十四号) 当該市町 同法第二百五十二条の二十二 '村の長) (地方自治法第二百五十二条の十七の二 という。 に規定する児童相談所設置市 以下 の書類 の区域外に所在する場合 「中核市」 一の項の第三欄の第三号 第五十九条の四 という。 二第 (児童福祉施 項 (中核 及び 以

- を管轄する中核市の長の書類 その登記に係る不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地 号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地 るの登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三
- 産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第
- に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該業等(以下「家庭的保育事業等」という。)の用に供する不動産ロ 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する家庭的保育事

県知事 村の長) り児童福祉法第三十五条第四項 動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府 在する場合 談所設置市 市」という。 認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、 第五十九条の四 (地方自治法第二百五十二条の十七の二第 の書類 (以 下 その登記に係る不動産が同欄の第三号に規定する不 及び児童福祉法 第 「児童相談所設置市」という。 項 (指定都市等の権能) (昭和二十二年法律第百六十四号 (児童福祉施設の に規定する児童相 認可) 一項の規定によ の区域外に所 当該市町 の保育所

- 轄する指定都市の長の書類に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管に規定する不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合
- する中核市の長の書類
  規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄の登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に、保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合
- 在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在

類当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する市町村の長の書

- 合の区分に応じそれぞれ次に定める書類 も園」という。)の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場 に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こど 関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項(定義)
- (1)自治法第二百五十二条の十七の 律第十七条第 子どもに関する教育 旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事 表第三の 認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、 村の長) 核市の区域外に所在する場合 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市及び 一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する の書類 項 (設置等の認可) 保育等の総合的な提供の推進に関する法 第 その登記に係る不動産が法別 の幼保連携型認定こども園 項の規定により就学前の 当該市 (地方
- 当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一② 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区
- 該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類 項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当 可の第三欄の第四号に規定する不動産が法別表第三の一の のは、対保連携型認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域

口 定等) は当該市町村の長とする。 都道府県の教育委員会とし、 係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該 第三条第 子どもに関する教育、 を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事 表第三の 第四号に規定する認定こども園 二第 の用に供する不動産に係る登記 幼保連携型認定こども園以外の法別表第三の 項の規定により当該事務を市町村が処理する場合にあつて の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に 項 の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨 (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 の書類 地方自治法第一 以下 その登記に係る不動産が法別 「認定こども園」 一百五十二条の十七の の項の第三欄の (就学前 という。

## 腔

号ロに定める書類ロ家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記第二条第二

とする。

る書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類第二条の八 別表第三の五の二の項の第四欄に規定する財務省令で定め

 イニカ呆車隽型恩官にども園の用こ共する下動産に系る登記(第二)がる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類(三)法別表第三の五の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記(次に掲

条第三号イに定める書類 イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動

次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする

は、

を管轄する指定都市の長の書類 こ号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地 こ号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地 その登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合

管轄する中核市の長の書類号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地をその登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第二保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合

地を管轄する児童相談所設置市の長の書類 る場合 その登記に係る不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在 の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在 欄 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在す

は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類

登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記(次に掲げる

事業 祉法 に定める書類 掲げる登記を除く。 ら3までにおいて同じ。 項 ンターを経営する事業に限る。 する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援セ 事業を除く。)、 に規定する事業 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業 (定義) に規定する障害児に係るものに限る。) を除く。 (同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第1 (昭和二十六年法律第四十五号) 同条第三項第二号に規定する事業 (同号に規定する母子生活支援施設を経営する )の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次 )及び同項第四号の二に規定する 第二条第二項第二号 (同号に規定 (社会福 (1)

### (1) (3) 略

場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類する不動産に係る登記(ハに掲げる登記を除く。) 次に掲げる定す る社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。)の用に供1.法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(イに規1.

## (2) 略

児童 する不動産に該当する旨を証する当該不動産の 祉法第五十九条の四 所設置市 供する不動産に 法別表第三 相 談 所設置市 が処理するものとされる事務に係るものに限る。 0 + 係る登記  $\mathcal{O}$ 長の 項 (指定都市等の特例) 0 書類 第 欄 の第 登記に 号の社会 係る不動産が同号に規定 の規定により児童相談 所在地を管轄する 福 祉 涀 童 の用

登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記 次に掲げる

本、法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(社会福 、(記) 、(

### (1) (3) 略

次に定める書類する不動産に係る登記がに掲げる場合の区分に応じそれぞれする不動産に係る登記がに掲げる場合の区分に応じそれぞれ定する社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。)の用に供法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(イに規法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(イに規

#### (1) · (2) 略

略

略

登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類 - 法別表第三の十の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる

四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる号口に定める書類

イニ幼呆車隽型認定こども園の用に共する不動産に深る登記 第二登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

条第三号イに定める書類
イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二

産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動

る。 類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とす第四条 法別表第三の十二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書

一·二 省 略

る登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類 法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げ

る。 類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とす第四条 法別表第三の十二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書

一·二 略

る場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類 - 法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げ

事務を市町村が処理する場合にあつては 自治法第二百五十二 その登記に係る不動産が同欄の第三号に規定する不動産に該当す 定都市、 第三十五条第四項 る旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事 下この号において 法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する保育所 中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する場合 一条の十七の二第 「保育所 (児童福祉施設の という。 (認可) 一項の規定により児童福祉法 の用に供する不動産が指 当該市町村の長) 0 保育所の 認可に係る (地方 以

2

1

の施行の日から施行する。

子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号

附 則 産に係る登記

条第三号イに定める書類

几

法別表第三

一の十二の項の第

一欄の第四号に掲げる登記

次に掲げ

る登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記

第二

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動

第二条第三号ロに定める書類

(施行期日)

この省令は、

(登録免許税の免除を受けるための書類に関する経過措置)

改正後の登録免許税法施行規則第三条

(第一号に係る部分に限る。

類

保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合

その登記に係る不動産が法別表第三の十二の項の第三欄の第三

号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を 管轄する指定都市の長の書類

その登記に係る不動産が法別表第三の十二の に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 項の第三 |欄の第三号

轄する中核市の長の書類 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在 その登記に係る不動産が法別表第三の十二  $\mathcal{O}$ 項の第三

欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の する場合 所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

なお従前の例による。	について適用し、同日前に受けた登記に係る登録免許税については、	)の規定は、この省令の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税
		.税